

令和6年和泉市議会第3回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件名	摘要
認定第 1 号	令和5年度和泉市一般会計決算認定について	P. 2
認定第 2 号	令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について	P. 3
認定第 3 号	令和5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について	P. 4
認定第 4 号	令和5年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について	P. 5
認定第 5 号	令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	P. 6
認定第 6 号	令和5年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 8
認定第 7 号	令和5年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について	P. 9
認定第 8 号	令和5年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について	P. 10
認定第 9 号	令和5年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 11
報告第20号	令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 13
報告第21号	令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 14
報告第28号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））	P. 16
議案第51号	工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事）	P. 21
議案第52号	財産取得について（職員用ノートパソコン）	P. 25
議案第53号	財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等））	P. 27
議案第55号	令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 29
議案第56号	令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 31
議案第57号	泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について	P. 34
議案第58号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 38
議案第59号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	P. 41

認定第 1 号

令和5年度和泉市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度和泉市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 2 号

令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 3 号

令和5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 4 号

令和5年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度和泉市介護保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 5 号

令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 1 号から第 5 号までの参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 233 条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

認定第 6 号

令和5年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度和泉市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 7 号

令和5年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度和泉市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 8 号

令和5年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度和泉市公共浄化槽事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 9 号

令和5年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度和泉市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 6 号から第 9 号までの参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（中略）に付さなければならない。

5～9 略

報告第 20 号

令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.52)	— (16.52)	5.8 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 () 内は、早期健全化基準を記載

報告第 21 号

令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業会計	—
公共浄化槽事業会計	—
病院事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示

報告第 20 号及び第 21 号参考資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 略

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略

報告第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 16 号

令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,949,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 23 日専決

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		20,192,657	39,320	20,231,977
	2 国庫補助金	5,280,089	39,320	5,319,409
歳 入 合 計		81,910,636	39,320	81,949,956

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		6,111,437	39,320	6,150,757
	2 環境衛生費	2,591,772	39,320	2,631,092
歳 出 合 計		81,910,636	39,320	81,949,956

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	317,225	39,320	356,545	1 衛生費補助金	39,320	再エネ・省エネ機器設置促進事業費補助金 (環境政策室) 39,320
計	5,280,089	39,320	5,319,409			

2 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
4 環境対策費	48,225	39,320	87,545	39,320				12 委託料 18 負担金補助及び交付金	3,000 36,320	141007 脱炭素化推進事業 (環境政策室) 39,320	12 委託料 再エネ・省エネ機器設置促進事務委託料 3,000 3,000 18 負担金補助及び交付金 再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金 36,320 36,320
計	2,591,772	39,320	2,631,092	39,320							

議案第 51 号

工事請負契約締結について

和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 449,872,500円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市父鬼町420番地の1
岡兵木材工業株式会社
代表取締役 岡本 和剛 |

議案第 51 号参考資料

和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 場 所 | 和泉市伯太町六丁目地内 |
| 2 工 事 種 別 | 解体工事 |
| 3 工 事 内 容 | 市民文化ホール(RC造一部SRC造 2階建 延床面積 2,344.17㎡)及び附属建築物除却工事 |
| 4 工 期 | 自 令和6年 月 日(議決の日)
至 令和7年10月24日 |

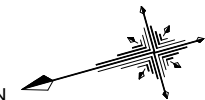
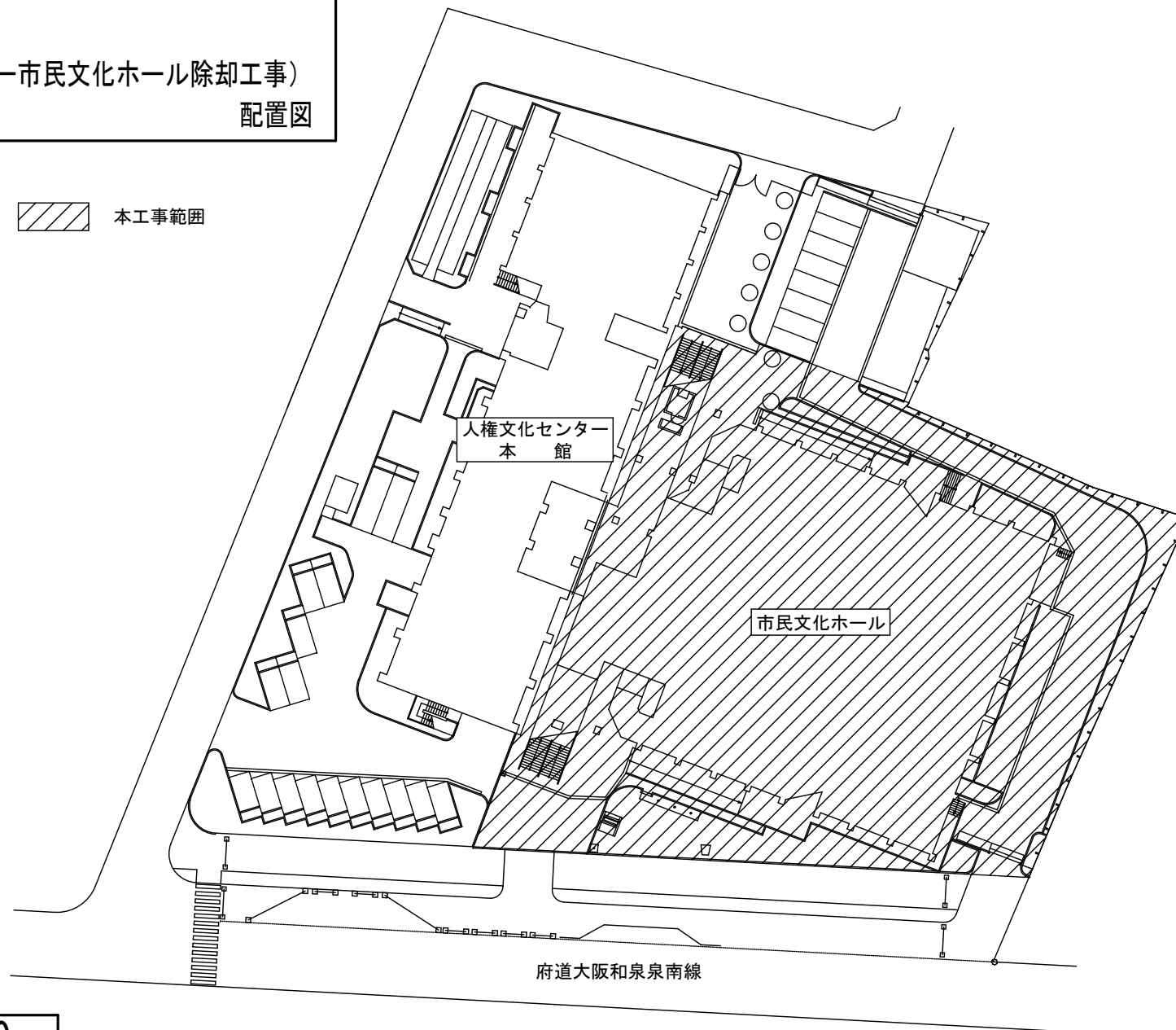
議案第 51 号参考資料
工事請負契約締結について
(和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事)
位置図



位置図 S=1:5000

議案第 51 号参考資料
工事請負契約締結について
(和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事)
配置図

 本工事範囲



配置図 S=1:600

議案第 52 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 職員用ノートパソコン |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 19,387,500円 |
| 4 取得の相手方 | 和泉市池田下町386番地の1
株式会社エヌ
代表取締役 中塚 利彦 |

議案第 52 号参考資料

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 納入場所 | 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
和泉市役所 |
| 2 納入期限 | 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 |
| 3 取得内容 | ノートパソコン 2 5 0 台
マウス 2 5 0 個 |

議案第 53 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 庁舎第1分館備品（机・椅子等） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 18,874,900円 |
| 4 取得の相手方 | 和泉市池田下町386番地の1
株式会社エヌ
代表取締役 中塚 利彦 |

議案第 53 号参考資料

1 納入場所 和泉市府中町四丁目 1 1 番 2 3 号
庁舎第 1 分館

2 納入期限 令和 7 年 4 月 3 0 日

3 取得内容	デスク	3 6 台
	ワゴン	7 2 台
	回転椅子	8 6 脚
	会議テーブル	1 1 6 台
	会議椅子	2 2 7 脚
	チェアポーター	5 台

議案第 55 号

令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和5年度 和泉市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計
		資 本 剰余金	利益剰余金				
			減債積立金	建設改良 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	10, 879, 666, 069	0	302, 804, 400	1, 249, 220, 952	483, 790, 162	2, 035, 815, 514	12, 915, 481, 583
当年度変動額	0	0	△256, 306, 829	△308, 304, 180	735, 021, 940	170, 410, 931	170, 410, 931
減債積立金の取崩し	0	0	△256, 306, 829	0	256, 306, 829	0	0
建設改良積立金の取崩し	0	0	0	△308, 304, 180	308, 304, 180	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	170, 410, 931	170, 410, 931	170, 410, 931
当年度末残高	10, 879, 666, 069	0	46, 497, 571	940, 916, 772	1, 218, 812, 102	2, 206, 226, 445	13, 085, 892, 514
議会の議決による処分額	564, 611, 009	0	180, 000, 000	0	△744, 611, 009	△564, 611, 009	0
減債積立金の積立	0	0	180, 000, 000	0	△180, 000, 000	0	0
資本金への組入れ	564, 611, 009	0	0	0	△564, 611, 009	△564, 611, 009	0
当年度末処分後残高	11, 444, 277, 078	0	226, 497, 571	940, 916, 772	474, 201, 093	1, 641, 615, 436	13, 085, 892, 514

議案第 56 号

令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和5年度 和泉市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金				資本合計
		資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	7, 423, 116, 110	0	679, 281, 470	406, 002, 948	1, 085, 284, 418	8, 508, 400, 528
当年度変動額	166, 121, 782	753, 281	△375, 576, 284	783, 299, 561	407, 723, 277	574, 598, 340
資本金の受入	166, 121, 782	0	0	0	0	166, 121, 782
受贈財産の受入	0	753, 281	0	0	0	753, 281
減債積立金の取崩し	0	0	△375, 576, 284	375, 576, 284	0	0
当年度純利益	0	0	0	407, 723, 277	407, 723, 277	407, 723, 277
当年度末残高	7, 589, 237, 892	753, 281	303, 705, 186	1, 189, 302, 509	1, 493, 007, 695	9, 082, 998, 868
議会の議決による処分額	375, 576, 284	0	400, 000, 000	△775, 576, 284	△375, 576, 284	0
減債積立金の積立	0	0	400, 000, 000	△400, 000, 000	0	0
資本金への組入れ	375, 576, 284	0	0	△375, 576, 284	△375, 576, 284	0
当年度末処分後残高	7, 964, 814, 176	753, 281	703, 705, 186	413, 726, 225	1, 117, 431, 411	9, 082, 998, 868

議案第 55 号及び第 56 号参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4 略

議案第 57 号

泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について

泉大津市が当該市区域をこえて本市区域内に市道路線を認定することについて承諾したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

路 線 名	延長（m）	幅員（m）	起 点	終 点	重要な経過地
末広町2号線	237.1	6.7～12.7	和泉市葛の葉町三丁目413番7先	和泉市葛の葉町三丁目413番11先	
泉大津市域をこえて本市区域にかかる部分 延長 92.8m 幅員 6.7～12.7m 葛の葉町三丁目223番1、411番2、411番3、413番2、 413番3、413番4及び421番1					

議案第 57 号参考資料

泉大津市が本市区域内に市道を認定する
ことの承諾について
(末広町2号線)

位置図



議案第 57 号参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 略

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 略

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 58 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更する必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

新	旧
別表第２（第３条関係） <u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</u>	別表第２（第３条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 58 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（中略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 59 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年10月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、被保険者証が廃止されることに伴う規定の変更を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように変更する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

新		旧	
別表第１（第４条関係）		別表第１（第４条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
	(中略)		(中略)
２	資格確認書等の引渡し	２	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
３	資格確認書等の返還の受付	３	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
	(以下略)		(以下略)
別表第２（第１７条関係）		別表第２（第１７条関係）	
略		略	
備考		備考	
１ 高齢者人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく満７５歳以上の人口による。		１ 高齢者人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく満７５歳以上の人口による。	
２ 人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		２ 人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく人口による。	

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 59 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。